

イギリス労働党政権 3 期 (2005 ~ 2010) にみる 第 3 の道 の現状と今後の課題をみて

佐 藤 進

新潟青陵大学名誉教授

A Task of "The 3rd Ways" in The England Labor Party's in 3rd Political Powers.

Susumu Sato

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY
Professor Emeritus, Dr of laws (L. L. D)

Abstract

This paper is a descriptive report that Prime Minister.Mr.Blair is trying to find to "the New socialism – the 3rd way – to take the place of the former Prime Minister,Ms.Thacher of the England Conservative party.

The labor party is trying to "the New welfare State is creation" to take the place of "the northern style of the High welfare state,High burden welfare state.

But, "the New contract welfare state" , "New plan for welfare state" is depended on to primary minister blair's "The 3rd way" activities, (1995 ~ 2010)

Key words

Mr. Blair's "The 3rd way",

The labor party of England, The Northern style of "High level of welfare state ; High financial burden state" , New welfare state of England.

要 旨

1) 本稿は、イギリスのBlair prime ministerの 3 期 (1995年 ~ 2010年) を中心に、Blair総理の労働党政権の創設以来をふまえて、その労働党創設と諸活動の 第 3 の道 実現の歩みを、公約を中心に指摘したものである。

2) イギリス労働党は、Blair総理の 新しい福祉国家創設、その新しい社会主義理想の実現を、高福祉、高負担による北欧型福祉国家とは一味違って試みてきた。

ことに、地域住民であり、主権者であるイギリス国民主体の、しかも、新しい 契約福祉 の実現を試みる構想は、現在、イギリスのイラク戦争参加にかかわって、その政策転換がいかんして実現されるかはblair総理のまさに 3 期の諸活動にかかっていることを指摘した。

キーワード

ブレア総理の第 3 の道、

北欧型高福祉高負担、イギリス労働党、イギリス型新福祉国家

はしがき

筆者は毎年、短い期間だがイギリスを訪問してきた。イギリス・サッチャー首相の長期的政権とその政策は、サッチャー首相内部にみる党内批判と末期の税政策の不支持と、一方労働党の政権奪還にみるブレア首相の新しい 第3の道 による福祉国家政策導入による時の流れともいふべき社会的力関係の動向によりどのように動いてゆくのかに注目してきた。

そして、現労働党政権の2005年総選挙後の第3期政権への労働党批判は、分裂している保守党、社会民主党などの既存政策批判にみる労働党政権批判の弱さが、第一期労働党政権誕生の国会議員数の圧倒は支持をくつがえし、労働党政策の基礎に変化をもたらすものでないことを見ることができたことはいまでもない。

ただ、イラク戦争参加にみるアメリカのブッシュ大統領のイラク戦争参加理由と、イギリスのブレア首相のイラク参加理由の稀釈性は、アングロ・サクソンによる民主主義確立のための戦争参加理由によってその一体性をみることができなかったことは、ブレア首相に対するイラク戦争参加の失政に対する労働党政権内部の批判、そしてその批判はブレア政権基礎の確執としての戦争参加責任へと昇華していったとみられよう。

第2期労働党政権後の公約はともかく、2005年の第3期労働党政権への選挙体制への問題は、第2期の公約の年次的遂行とあわせて、ブレア政権の公約基調であった新福祉国家政策への道を遠ざけていったとみてよいであろう。以下、この状況につき第1期政権(1979~)、第2期政権(1979~2005)そして今後の第3期政権の歩み(2005~2010)をめぐって、労働党政権の歩みの衰退的動きを内包して選挙へのとり組みに伺ったのではを中心に問題をみてみたいと考える。

1 労働党政権2期から、第3期政権(2005~2010)への歩みと課題

(1) 第1期労働党政権の各政策分野とその現状をみて

第1期労働党政権は、サッチャー保守党政権の分裂と野党の結束の不整合にみる保守党政権の多岐にわたる政権公約に対し、労働党政権の公約を対置した(註1)。

なお、第1期政権の公約は、第2期政権に引きつづき、さらに第3期政権にも引きつがれてゆくことになる。第1期政権の保守党に対する批判的公約は、低所得家族への家族政策、高齢者年金政策、雇用政策、交通運輸政策、犯罪治安政策などを提起し、イギリスの景気 雇用政策もかかわってサッチャー政権下の失業や税政策状況ともかかわって第1次選挙に大勝し、これらに関連してイギリス移民政策も、EU国民の流入に比し、中国、中近東、アフリカなどの新規移民の多さを目立たせたのである。当時日本の経済停滞もあり、日本人の姿は極めて少なかったことはいまでもない。イギリスは1995年春には、EU通貨統合に加盟していないこともあり、"going my way"であったが、イギリスの好況と移民受け入れの雇用政策とかかわって、中国、中近東、インドをはじめアジア人の姿も前述のように多く受け入れたのであった。

労働党ブレア政権の第2期は、地方選における労働党政権はじめ、第3期政権への公約提起のたちおくれや、イラク戦参加によるブレア政権への責任追求が色濃く反映し、これはイギリス労働党の内外ともに第3次選挙体制に響いていたのではないかとみられる。

2004年9月第3期政権への公約提起もおくれている様で、後述の2004年の国民討議のDocumentの改訂も同様で、またブレア政権内に底流する政治的な権力闘争もみられていたように見うけられたのである。

公的輸送政策にかかわるロンドンの地下鉄料金値上げ、民主社会党より提起されていた公的医療保健改革などが労働党に向けられていたのであった。

(2) 第2期政権の後半から第3期に向けて の労働党政権公約の動き

まず、高齢者公的年金引き上げ、子ども手当の引き上げに加え、その他の物価引き上げや、電気、ガス、水道などの公共的料金の引き上げなどの増税、福祉国家の財政増強は、景気不振下にあるといえ、中産階層を含む消費者に対する物価上昇は負担増として閣内での問題となっていた。

ただブレア政権の第2期にみるサッチャー前首相の長男のアフリカでの反革命問題と逮捕が、サッチャー前首相への刑事問題の可能性などの保守前政権へのインパクトなどとして、労働党政権下での所得格差の増大などに対する批判的論調は、イギリス労働党政権にもきわめてきびしいものであったが政権基盤を揺るがすものではなかったのである。

2 労働党政権3期への社会政策にむけて

(1) 労働党政権3期は、筆者の渡欧中の2004年8～9月、イギリス労働党本部の関係者に会う機会をえ、2005年5月の総選挙時期も明示がなく、従って2004年時の労働党政権第2期末にその公約の実施状態やその第3期公約などの動向についてはその前後によってえた資料によって推論せざるをえなかった(因みに、当時労働党政権の本部の移転と新建設の動きなどもあり、労働党の多忙さもかわっていたことを付記しておく)。

そこで、筆者は政権第2期の2003～2004年にかけて多数刊行され、党や労働党に好意をもつ市民に論議された党の National Policy Forum Consultation Documents により、2003年から2005年第3期の労働党政権によって具体化される公約の政策、財政問題の討議に付されてゆくであろうと考え、2と3の Document を入手し、その政策動向について紹介する。

- 1) Improvement Health and Social Care
(保健ならびに社会的ケアの改善をめく
って)(2003, 5月)
- 2) A modern Welfare State
(近代福祉国家に向けて)(2003, 5月)
- 3) Justice, Security and Community
(司法(安定), 保障, 共同社会)

(2004, 1月)

- 4) Enhancing the Quality of Life
(生活の質をたかめること)(2004, 11月)
- 5) Prosperity for All
(すべての人の繁栄)(2003, 5月)
- 6) Britain in the World
(世界におけるイギリス)(2003, 5月)
- 7) The Best Education for All
(すべての人に対する最善の教育)
(当時、改訂、未刊)
- 8) Sustainable Communities, better Transport
(保持さるべき共同社会, よりよい輸送
問題)(改訂、未刊)
- 9) Democracy, Political Engagement, Citizen slip
(民主主義, 政治的契約, 市民権および
平等原理について)(2003年5月)
- 10) Updating debate-more cash for pensioners
and Cutting the Cost of Social Failure
(最近の論議 - 年金受給者に対するより
多くの現金給付および、社会的失政の
費用の削減)(2000, 2月)

以上は、1期のみならず3期にわたる政権党の現実の課題であり、まさに労働党政権の政策の評価に付せられている課題であったし、後述のように当時の新聞論評報道資料によると、つぎのコメントがあったので紹介しておく。またこれらの課題は、ブレア第3期の首相のかなり力を注いだ公約とみられるのである。

(2) 労働党第2期政権時の行財政運営につ いて

以下の行財政評価は、まさに「新福祉国家」の行財政評価ともいべきものでとりわけ保健福祉の政策の充実と費用問題、また減税と各種の給付に関するものが多く、これはイギリス好況時の労働党支持中産層のみならず低下層労働者、公的年金層の現実の課題でもあったことから、きびしいことはいうまでもなかったのである。

労働党の財政政策について、2004年9月の大衆紙のDaily mailの記事は、その政権担当以来の"Stealch(ひそかな税引き上げ)"と批判していた事実を記しておく。

- (1997, 7月)
 - 抵当税減税カット
 - 年金税
 - 保健保険税
 - 燃料税 自動調整引き上げ
 - 法人税変更
- (1998, 3月)
 - 既婚夫婦手当カット
 - 旅行保険料引き上げ
 - 企業自動車税引き上げ
 - 外国減税廃止
 - 資本利特税の非住民賦課
- (1999, 3月)
 - 既婚夫婦手当廃止
 - 職業訓練援護廃止
 - 銀行法サービスVAT(付加価値税)引き上げ
- (2000, 3月)
 - 煙草税引き上げ
 - 高額・郵便再引き上げ
 - 生命保険会社特別税
 - 規制外国会社規則拡大
- (2002, 4月)
 - 公的年金手当凍結
 - 国民保険改革凍結
- (2003, 4月)
 - 電気供給サービスVAT
 - 赤色ジーゼル、燃料油引き上げ
- (2004, 3月)
 - 小規模事業税
 - 企業、パン課税
 - トラスト税璃
 - (毎年、地方税(カウンスル)アップ)

以上に見るように、労働党の新福祉国家の財政に見る政権発足後の市民政策にかかわる財政アップが問題とされ、これらの進行状況が富裕層よりも下層に影響を与えることが批判にさらされるのである。

(3) イギリス福祉国家の 第3の道への推移とその現状の課題

1) 第3期政権の2005年5月総選挙の結果は、まさにイラク戦争参加責任に見るブレア首相の責任追及にみるように、戦争による兵士の死亡責任をはじめ、労働党内部はいうま

でもなく一般国民にもみられ、ブレア首相の労働党党首、首相辞任に追い込まれることはなかったが、きわめてきびしいものであったことは周知の事実である。

後述のように、労働党政権第3期は、まさにブレア政権3選とその終結ともみえるような公約の提起と、その実践に終始しているともいえるようなもので、いかにイギリスのイラク戦争参加の責任が大きく、外交のみならず国内政治に大きなインパクトを与えたかをみることができるのである。

これは、サッチャー保守党長期政権の失政と、そのサッチャー政権色の払拭どころか、ブレア政権の第3の道のゆくえを注視しているように、サッチャー政権の新保守党政権原理の自立自助、福祉国家依存回避、民間企業の公企業改革(民営化)の方向を踏襲しつつ、新福祉国家路線-第3の道-の市民契約のもとで実施する方向を採択したとみられるのである。

このブレア路線は、ブレア流労働党政策をベースに歩んできたが、第1期から第2期に入り、2004年9月ブレア人事にみる指導力不足をはじめとして、側近重視も閣僚人事の不調を誘発する。この種の労働党の政策人事は、労働党内の財政大臣ブラウン氏、ブレア内閣の副総理ブレスコット氏、また労働党を支えてきた労働組合総評議会(TUC)のとりまとめ役側近を始めとして、第3の道の新福祉国家政策にも亀裂を示しているように見える。ことに、イギリス好況期はともかく、インフレ抑制と一方公的年金受給者、低所得貧困家族層、子供などの公的の社会的生活保障制度給付充実、労働保護制度や人権擁護政策にみる財政拡大化とその抑制など、労働党政策は労働党支持の新中産層とその負担の支え層と一方労働者層、その他の受給層との給付をめぐる階層間の政策的調整をめぐる政策論が調整と背理の形で噴出することになる。これらをめぐる増税、公課引上げ論は、150万ポンド以上の中産層の所得税引上げ、一方3~5万ポンド所得階層世帯は、大蔵財務行政による税のわなにさらされるとする新聞論調を生み出したのである。この政策論争から、「ゴールド・ブラウン蔵相の」

肥える改革、肥大化財政支出増大との批判、さらに年金の黄金時代の終結、一方将来における肥える猫のボス群にみる明るさ”などの酷評さえみられたのである。

2) 前記のイギリス公的年金問題担当大臣の交代劇は、政策論よりも閣内人事であったにせよ、社会保障問題論議として(i)公的年金受給者により多くの公的年金を、(ii)社会的行政の対応による失政の費用のカットなどが論ぜられたのである。この論議として、

- (i) 高齢者の低所得圏の年金受給者に対する現金給付の引き上げ 対応として国家年金の一時金支給の停止と停止後優先的利子率による一時金支払 (b) 5年間1週100ポンドの国家年金支給停止 選択3万ポンドの一時金給付、このほかインフレ対応としての「新年金預金 (pension credit)」の付加 (単身高齢者年金に対する1週30ポンドの保障、夫婦一組5ポンド保障
 - (ii) 社会的、経済的政策対応として、コスト削減と失業対応のための貧困撲滅のための再投資
 - (iii) 貧困な子供税債権による子供への対策
 - (iv) 労働への対策対応
- などが提起されたのである。

3 イギリス労働党大会に提起された第2期政権政策提起の充足 ()

() Labor Party Annual Conference, Annual Report 2004 - Britain us Working, Key Facts.ref.

(1) イギリス労働党政権がイラク戦争でのアメリカの核兵器発見の失政戦争に同調し、この戦争への派兵と参戦責任が問われ、イギリスの労働党政権基盤が揺らいでいることは指摘されてきた。そして第2期労働党政権の公約の停滞、財政問題をかかえ第3期労働党政権の確保のきびしさは、今日第3期政権の明日の問題に直面していることも事実である。

労働党の現在メンバーは、214,952名で、多くはない。そのため党員獲得に向けて副総理

プレスコットが、労働党への回帰を訴えているのである。労働党員はともかく、中間市民層は労働党を何ほど支持するかは今後の動向でもある。

労働党は、公約の実践に関連して、目下好況にあるといえども、イギリスの現況を前にその社会保障の公約を訴えたのである。

- (1) イギリスは1975年以来の長期青年失業を軽減し、最低失業率の達成をのべ、イギリス・ニューディール政策により49万2千の青年層の雇用を生み出したこと。
- (2) 労働保護における週4週の有給休暇権
- (3) 全国的最低賃金制度の改善
- (4) 児童保護に関し、児童手当第1子5ポンド 16.5ポンドに増加、児童給付の増額、200万人以上の絶対的全国下の児童生活改善、無料学校給食ミルクと5~6才~7才への初等学校教育の改善
- (5) 母性給付、母性休暇の増加、3~4才児の無料パートタイムナースリーの導入
- (6) 保健医療における病院婦長の病棟への回帰、67500人の看護補助、19000人の医師の使用、NHSの直接無料患者助言制度、毎年ガン心臓疾患患者の減少へ
- (7) 警察強化と犯罪防止
- (8) 障害者権利委員会創設、人権法実施
- (9) 290万人の年金受給者に、年金Creditによる支援、200ポンドの冬季燃料給付、無料眼検診 (公的年金支給者への)、75セント以上の無料テレビライセンス、国家年金引き上げ

この労働党大会における、労働党員の思いは、ブレア総理によって労働組合依存プロパーの改革と、中産階層の支持確保、その他の意向を反映しているように思えるのである。

しかし、ブレア総理の理念は 第3の福祉国家 創出の思いにみる 新労働党の政治契約 の拡がりをベースに、次世代の、しかも時代を変革する青少年層、恐らく移民層やその家族、児童の保証 児童手当の改善への傾斜・ならびにサッチャー政権下の疎外階層である貧困低所得年金層の公的年金増改革などに強い思いがあったことは否定できないのである。しかし、これらは経済好況下にありな

がらも、前述の医療保健問題と公的医療サービス充実、安全な公的輸送問題への対応、加えて上記の公的年金問題、児童保証サービス充実、移民層を含む青少年の雇用問題にみる公的財政支出問題がかかわっているのであり、閣僚内の 第3の福祉国家 へのブレア批判が内包され、財政確保のためのその実施問題を内包しているといつてよい。

4 第3期労働党政権の公約をめぐって()

() The Labor party Manifests (2005)

(1) イギリス労働党の公約とは、一体どのようなものか

について、筆者は第1期から関心を払ってきた。

労働党が、保守党政権と対抗して、その長期政権に代って政権を担うために、国民に対し、保守党政権の政策に対抗して労働党がどのような内容の政策とあわせて、その国民に対する理解を求め手だてが必要であり、これはイギリスの小選挙区を前提に、つねにその市民への説得が必要となる。

今次の第3期労働党の活動は、保守政権党の党内争いや、少数の社会民主党の労働党の公的保健医療政策批判に加え、新聞論調の動きにさらされたが、予想された絶対多数の国会の議員の減少予想はともかく、マスメディアのイラク戦争責任の追求、批判に労働政権がさらされていたことは否定できない。このような動きが、政権後の第3期に入るに当たり、ブレア首相にとり、党内指導力の減退もあり、第3期の党実践力の限界を公約の内容にみるのである。

(2) 公約の内容は、総ページ112頁のものであり、その構成はつぎのごとくである。

第1章(機会社会における上昇的繁栄と(経済))(PP. 14~209)

第2章(教育)(より以上の、児童のグレードの作成)(PP. 30~41)

第3章(犯罪と安心と安全な社会)(PP. 42~55)

第4章(国民保健サービス(私たちのNHS) - すべての人に無料、各人に

個人に即した医療 -)(PP. 56~67)

第5章(高齢者に、安定した今日、将来に備えて)(PP. 68~74)

第6章(家族 - 仕事、家庭における選択と支援)(PP. 74~81)

第7章(国際政策 - 安定、継続的な強力な国家を、そして適正な世界を -)(PP. 82~91)

第8章(生活の質について - すべての人に対する美德を -)(PP. 92~101)

第9章(民主主義 - 委ねられた権力と、権力を?れた市民を -)(PP. 102~112)

以上、かんたんに政権の公約構成のみを紹介したにとどまるが、第3期政権の公約は、極めて内向きになっていることに注目したい。これはイラク戦参加の責任批判を、第3期の指向は国内的な実践的課題の消化に専心することを意味し、まさにBlairの 第3の道 へのイギリス指向を示しているとみられる。

まさに第1のこの公約の特徴は、Blair 3期の今後の責任と、第1~第2期の実践に対応して第3期の統括展望を各章に付していることであり、

その第2は、この公約において繰返されていることは、Blair総理が3期を、我々の第3期 と指摘し、この3期を3期のかけた仕事として協調している点である。

ちなみに、各章において第1期(1979~1997)、第2期(1997~2005)、第3期(2005~2010)に画期し、そこでの政策の成否を小括していることである。

(3) 第3期Blair政権の決意にみる、その実践的方向について(公約、PP. 11~12)

(i) すべての人に繁栄を

(ii) 世界的クラスの公的サービスを

(iii) 近代的な福祉国家を

(iv) 強力にして安全な社会を

(v) 世界と強力なイギリスを

を協調した点である。そして、これをさらに示すのは、Blair総理は 第3期において示した以下の点である。(公約、PP.8~9)

(1) 我々は経済的進歩と社会的正義の諸目的との間に、より強力な約定を案出する。

- (2) いかにしても、財政無責任には戻らない。
- (3) 大量失業は支払に値いする価格であることとのべる保守党政権には戻らない。
- (4) 代わって、機会の経済、高度な雇用や福祉改革を通じて、繁栄を拡大することに向かって前進する。
- (5) 大学や訓練へのアクセスの拡大によって機会を拡大する。
- (6) 児童信託基金 (Child Trust Fund) を通じ、所有を拡大し、ホームの所有を拡大することを明言する。

ついで、前期の第3期において、我々は責任によって、バランスをとる権利を有する新しい社会契約を固めるであろうこと。何ら社会的でないものには戻れないし、代わって法を遵守する大多数の手で権力、法資源を戻す社会に向かって前進する。

政治は、児童の貧困を絶滅し、政策の確信に、個人の責任と義務の価値をおくことに委ねること。

さらに、第3の期間に一般住民の安全な公務サービスとする。

単一の、一つの型に適するサービスには戻らない。切断と民営化のトーリ - (保守党) 時代には戻らない。代わってすべての人に、無料の各々の個性的なサービス提供に向かって前進する。

教育、保健における特権リストにおける文化の崩壊、患者や両親や市民の手に措置の多様性や権限を通じて技能の引き上げや革新促進により。

さらに、第3の期間に、我々は我々の国家が、世界の大きいなる拡大ヨーロッパ同盟に参加することによって追求されるものであることを示すものとする。もはやイギリスをして、最低で弱い方向へは戻さない。

安全で、公正な世界における強力な国家へと前進させるヨーロッパの心・アフリカをリードし、環境をリードし、テロを撲滅し、あわせて平和と正義を拡げること共働すること。

以上によりブレア総理の決心を確信できるが、これらがどのように、今後総理の決断と内閣の実践によって実施されるのか、第3期の歩みを第3の福祉国家への歩みを注視した

いのである。

なお、イギリスのBlair首相は、2007年度のEUのPresidency (議長職) に就位することになり、EU通貨同盟未加盟や、EU政策の批判的な対応が、EUの社会連帯に支えられてきた多くのEU加盟国をめぐる政策とイギリスの going my way との調和がどのようにとられるのかEU現執行機関ならびにEU諸国の注目するところであろう。

この点、Blair首相は次のように、EUとの関係について前述のその公約 (2005年) においてのべているが、今後の拡大EUとイギリスの動向について注目に値しよう。(The Labor Party manifesto (2005, P84))。

“我々は、ヨーロッパを改革するために活動する。イギリスの今年 (2006年) のPresidencyの期間中、我々は経済改革を推進し、規制に服し、Doha (ドゥハ) 貿易発展会議の発展を試み、トルコのEU加盟に近い資格、バルカン、東欧を推進し、最貧国によりよい援助を与え、EUの支援の柱やその焦点を改革する。”と。

2005年5月第3期労働党政権の総選挙による就任をめぐる歩みとあわせ、1979年第1期イギリス労働党政権の誕生とその後の労働党政権の政策動向をみてきた。

何れにしても、イギリス労働党政権は、ソヴィエト連邦はじめ、その衛星国であった東欧、中央社会主義政権の崩壊と変貌をみ、一方北欧福祉政策 (大きな公的支出とともに、高福祉、高負担福祉国家) や、EU諸国の Social Protection Policy (社会的保障政策) による拡大EUの政策動向を注視してきた。この注視の方向が、長期的保守政策にして、自立自助、福祉国家依存拒否、公的企業の民営化、民間活力を標榜してきたサッチャーらしい自由主義、競争原理による正統資本主義化をみざす保守政権党に代って、新社会主義創造、第3の道を求めてきたBlairのサッチャー政権による保守政策の払拭にあることは否定できない。

むすび

(1) イギリス労働党政権は、Blair首相の限界ある指導性のもとで第3期政権に、第3の道のゆくえを賭けているようにみえる。しかし、2004年の労働党大会や、2005年5月の総選挙において、第3期にかけうる数多くの政策提起に加え、多くの党内問題をかかえている。筆者が、第3の道の内容ともいうべき、労働党政権が保守党政権に代って政権をとり、その方向にみる公共的支出政策は、保守党政権が合理化したものをいかに克服するかにあるが、その際の財源対応であり、減税と福祉との両立にあったのである。Blair総理の新契約の実現は、この新契約の国民的理解による両立の共存化にあることはいうまでもない。

今後イギリスのEUにおけるPresidencyとしての地位は、拡大EU諸国へのヨーロッパ化政策実施への担い手としての役割に加え、旧聞に属するが、2005年5月、6月にみるEUの二大双壁であるフランス、シラク政権下のEU憲法容認の国民投票における敗北・そしてEUの盟友ともいえるオランダの国民投票における敗北(その後ルクセンブルグの国民投票は容認)の今後の既存EU加盟国のEU憲法容認投票の対応であろう。

また、周知のEUの二大加盟国のフランス・ドイツ2国の国民経済不振と財政赤字への対応についてEUにおけるGNP3%をこえる赤字財政というEUの国際財政安全協定協定違反に対するEUの緩和政策と拡大EU加盟国、とりわけ東欧、中欧旧社会主義体制の不十分さへの対応も大きな課題である。

EUへの通貨統合に不参加のイギリスは、今後の景気動向に関連してイギリス労働党の国内問題はいうまでもなく、EU憲法へのイギリス対応のEUの内外行財政対応の結果いかに大きな課題となる。

(2) 以上、イギリスのブレア第1期~第3期政権の行財政の歩みを素描したにとどまるが、ブレア労働党政権として、長期的な保守党サッチャー政権に転換せしめた当時のイギ

リスの時の流れから、ブレア政権第2期、加えて2005年のイギリスの不在イラク戦争 - 不変、不確立のイラク核物質にみる戦争対応への - での参加の政治責任のイギリス国民のきびしい責任追求と政府の情報政策不在の国民生活への責任などによる、第2期末期のブレア総理のきびしい国会での再三の戦争責任追求とその戦争責任容認にみる第3期ブレア政権のきびしい選挙結果とその動きをみたにすぎない。

このイギリスのブレア政権の動きは、日本にみるイラク戦争への参加とその対応にみる動きとは一味違い、日米戦争協力を国連のイラク戦争のもとでの積極的協力とその後の日本の動きとは全く違うのである。このような日英のイラク戦責任のための協力の国会、国民の違いは、何に求められるのであろうか。日本国憲法9条の戦争拒否、日本国憲法25条生存権保証の世界に冠たる憲法規定を有しつつ、この様な違いを生み出した日英の議会政治とその政党の政治力の在り方と国民の政治意識の違いに求められるのであろうか(2005, 11)。

(註1) イギリスの福祉国家改革にみる社会・労働政策の現状と課題(「世界の労働」(2001, 8)(日本ILO協会刊)参照)